

資料3
(28.2.25)

規制改革会議 地域活性化WG資料

～コンビニエンスストア等における宅配事業について～

国土交通省自動車局貨物課
平成28年2月25日

貨物自動車運送事業法における事業規制

貨物自動車運送事業法の目的

輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図るため、貨物自動車運送事業法は、他人の需要に応じ、自動車を使用して、貨物を運送する事業を規制。

貨物自動車運送事業

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業

一般貨物自動車運送事業

貨物軽自動車運送事業

運送事業者
にかかる主な規制

右記の規格を超える自動車を使用

三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を使用
(125ccを超え、660cc以下の車両)

	一般貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業
事業参入	許可	届出 (事前)
事業計画	認可	届出 (事前)
運送約款	認可	届出 (事前)
運賃・料金	届出 (事後)	届出 (事後)

有料で配送を行うサービス

セブンイレブン

サービス名:「セブンミール」

- ・カタログやネットから、別会社のセブンミールの商品を注文し、注文者の最寄りのセブンイレブンの各店舗が宅配を行う。
- ・500円以上購入した場合は無料(会社負担)。
- ・500円未満の場合は123円の料金を配送。

無料で配送を行うサービス

ローソン

サービス名:「ローソンお届けサービス」

- ・一部の店舗のみ実施。
- ・店頭販売している商品を700円以上購入した場合に限り、店舗近隣(300m~500m)圏内の利用者へ無料配送を行う。

その他

- ・コンビニ各社において、それぞれの店舗により店頭商品を近隣の利用者へ配送するサービスを独自で実施している場合があるとのこと。

貨物自動車運送事業に該当しない類型

規制のかからない事業類型

下記のいずれかに該当する場合は、貨物自動車運送事業法における規制がかからない。

- (1) 排気量が軽自動車等(125ccを超え、660cc以下の車両)未満の車両等を使用して運送すること
- (2) 「運送の対価」としての有償性が認められないこと

(1) 排気量が軽自動車等(125ccを超え、660cc以下)未満の車両等を使用して運送すること

小売会社

自社・他社の商品

有償運
無償送



原付等

利用者

(例) 宅配ピザ、出前

(2) 「運送の対価」としての有償性が認められないこと

小売会社

自社・他社の商品

無償
償送



普通・軽自動車

利用者

(例) 宅配クリーニング